

あきる野市人事行政の運営等の状況

あきる野市の人事行政の運営における公正性及び透明性を高めるため、あきる野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第13号）に基づき、平成30年度の職員数、勤務条件等の概要を市民の皆さんにお知らせします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(単位：人)

平成30年 4月1日現在 職員数(a)	採用等の状況 平成31年4月1 日まで(b)	派遣 (c)	退職等の状況 (30年4月2日から31年4月1日)					平成31年 4月1日現在 職員数 (i=a+b-c-h)	前年度 比較 (i-a)
			定年 (d)	普通 (e)	死亡 (f)	その他 (g)	計 (h=d+e+f+g)		
436	23(※1)	2	12	4	1	2	19	438(※2)	2

※1 内訳は、平成31年4月1日採用21人、再任用フルタイム職員2人

※2 平成31年4月1日現在の職員数(i)の他に西秋川衛生組合へ2人、東京市町村総合事務組合へ1人、東京都後期高齢者医療広域連合へ1人を派遣しております。

2 職員の人事評価の状況

職員の人事評価

地方公務員法の改正（平成28年4月1日施行）に伴い、平成28年4月1日から能力、実績に基づく人事管理の徹底、職員の士気向上、人材育成等を行うため、全職員を対象に人事評価を実施しています。評価は職員の自己申告等をもとに業績評価、能力評価及び総合評価により行われます。

- (1) 評価期間  
4月から3月まで
- (2) 評価方法  
評価は項目ごとに5段階（絶対評価）で行います。
- (3) 人事評価の活用  
被評価者の任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用します。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	昨年度の 人件費率
平成30年度	平成31年3月31日現在 80,731人	千円 29,201,916	千円 316,768	千円 4,203,082	% 14.4	% 13.6

- (注) 1 人件費には、特別職に支給される給料・報酬などが含まれます。  
2 普通会計とは、一般会計から国民健康保険や後期高齢者医療にかかる人件費を除く統計上の会計です。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数(A)	給 与 費				1人当たり給 与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
平成31年度	405人 (35)	千円 1,627,003	千円 372,831	千円 711,265	千円 2,711,099	千円 6,694

- (注) 1 給与費は、当初予算に計上された額です。  
2 職員手当には、退職手当を含みません。  
3 ( )内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。  
4 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれております。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況 (平成31年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
あきる野市	318,706円	397,201円	41.7歳	291,845円	339,004円	53.8歳
東京都	314,459円	448,732円	41.7歳	291,617円	393,246円	49.9歳

(注) 平均給与月額は、その月に支給される給料及び諸手当の合計額です。

## (4) 職員の初任給の状況

(平成31年4月1日現在)

区分		初任給		
		あきる野市	東京都	国
一般 行政職	大学卒	円 183,700	円 183,700	円 総合職 185,200 一般職 180,700
	高校卒	145,600	145,600	148,600

## (5) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成31年4月1日現在)

区分	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な 職務内容	部長	課長	課長補佐 係長 主査	主任	一般事務 一般技術	
職員数	12人	39人	98人	91人 (22人)	108人 (12人)	348人 (34人)
構成比	3.4%	11.2%	28.2%	26.2% (64.7%)	31.0% (35.3%)	100.0% (100.0%)

- (注) 1 市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。  
 3 ( )内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

## (6) 特別職の報酬等の状況

(平成31年4月1日現在)

区分	給料・報酬	期末手当(平成31年度支給割合)	
市長	860,000円	6月期	2.275月分
副市長	740,000円	12月期	2.275月分
教 育 長	695,000円	合 計	4.55月分
議長	510,000円	6月期	2.30月分
副議長	456,000円	12月期	2.30月分
常任委員長	441,000円	合 計	4.60月分
議会運営委員長	441,000円		
議員	433,000円		

(7) 職員手当の状況（普通会計）

区分	あきる野市			東京都			国					
期末・ 勤勉手当	(平成30年度支給割合) 単位：月分			(平成30年度支給割合) 単位：月分			(平成30年度支給割合) 単位：月分					
	期末手当	勤勉手当	合計	期末手当	勤勉手当	合計	期末手当	勤勉手当	合計			
	6月期	1,225 (0.650)	0,950 (0.450)	2,175 (1,100)	6月期	1,225 (0.650)	0,950 (0.450)	2,125 (1,075)	6月期	1,225 (0.650)	0,900 (0.425)	2,125 (1,075)
	12月期	1,375 (0.800)	1,050 (0.500)	2,425 (1,300)	12月期	1,375 (0.800)	1,050 (0.500)	2,425 (1,300)	12月期	1,375 (0.800)	0,950 (0.475)	2,325 (1,275)
	合計	2,600 (1,450)	2,000 (0,950)	4,600 (2,400)	合計	2,600 (1,450)	2,000 (0,950)	4,600 (2,400)	合計	2,600 (1,450)	1,850 (0,900)	4,450 (2,350)
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			職制上の段階、職務の級等による加算措置 有					
退職手当	単位：月分			単位：月分			単位：月分					
	(支給率)	普通	定年	(支給率)	普通	定年	(支給率)	普通	定年			
	勤続20年	23.0	23.0	勤続20年	23.0	23.0	勤続20年	19.6695	24.586875			
	勤続25年	30.5	30.5	勤続25年	30.5	30.5	勤続25年	28.0395	33.27075			
	勤続35年	43.0	43.0	勤続35年	43.0	43.0	勤続35年	39.7575	47.709			
最高限度額	43.0	43.0	最高限度額	43.0	43.0	最高限度額	47.709	47.709				
	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)					
	平成30年度1人当たり平均支給額 普通 99万円(平均勤続3年4月) 定年等 2,156万円(平均勤続35年8月)			平成30年度1人当たり平均支給額 普通 218万円(平均勤続6年8月) 定年等 2,181万円(平均勤続33年4月)								

- (注) 1 期末・勤勉手当の( )内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。  
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

地域手当 (平成31年4月1日現在)	支給対象地域	全地域
	支給率	10%
	支給対象職員数	405人
	東京都の制度(支給率)	地域区分により 20~0%
	国の制度(支給率)	地域区分により 20~0%
支給対象職員1人当たり 平均支給年額(平成30年度)	385,433円	

特殊勤務手当 (平成30年度)	区分		全職種
	職員全体に占める手当支給職員の割合		3.9%
	支給職員1人当たり平均支給年額		9,412円
	手当の種類(手当数)		7種類
	代表的な 手当の名称	支給額の多い手当	危険手当
職員に支給されている手当		危険手当 税務手当 衛生現業手当	

時間外勤務手当	平成30年度	支給総額	85,503千円
		職員1人当たり支給年額	227千円
	平成29年度	支給総額	87,138千円
		職員1人当たり支給年額	229千円

(平成31年4月1日現在)

区分	あきる野市	東京都	国
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 6,000円</li> <li>子 9,000円</li> <li>子(16歳年度初め～満22歳年度末)加算 4,000円</li> <li>父母等 6,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 6,000円</li> <li>子 9,000円</li> <li>子(16歳年度初め～満22歳年度末)加算 4,000円</li> <li>父母等 6,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者1 6,500円</li> <li>子 10,000円</li> <li>子(16歳年度初め～満22歳年度末)加算 5,000円</li> <li>父母等1 6,500円</li> </ul>
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯主等のうち、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、自ら居住するため住宅を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っているもの 月額 15,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯主等のうち、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、自ら居住するため住宅を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っているもの 月額 15,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃貸住宅居住職員に対する最高限度額 27,000円</li> </ul>
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関利用 原則6か月定期券額を支給 1か月当たり支給限度額55,000円</li> <li>交通用具使用 市の通勤距離区分に応じて支給 (車、自転車等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関利用 原則6か月定期券額を支給 1か月当たり支給限度額55,000円</li> <li>交通用具使用 東京都の通勤距離区分に応じて支給 (車、自転車等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関利用 原則6か月定期券額を支給 1か月当たり支給限度額55,000円</li> <li>交通用具使用 国の通勤距離区分に応じて支給 (車、自転車等)</li> </ul>

(8) 定員の状況 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区分	職員数		対前年増減数			主な増減理由	
	平成30年	平成31年	増員数	減員数	差引		
一般行政部門	議会	6	6	0	0	0	
	総務	94	98	5	△1	4	公共施設マネジメント業務の充実による増(1)、市民窓口業務の充実による増(1)、欠員補充による増(2)、再任用短時間勤務職員不補充による正規職員の増(1)、再任用短時間勤務職員補充による減(△1)
	税務	35	35	0	0	0	
	民生	93	94	4	△3	1	保育園関係業務の充実による増(3)、再任用フルタイム(保育士)の任用に伴う増(1)、退職不補充による減(△1)、育児休業復帰に伴う重複配置の解消(△1)、子育て支援施設の施工完了に伴う人員の削減(△1)
	衛生	41	40	0	△1	△1	欠員不補充による減(△1)
	農林水産	11	10	0	△1	△1	欠員不補充による減(△1)
	商工	15	15	0	0	0	
	土木	36	36	1	△1	0	都市計画マスタープラン改定による増(1)、欠員不補充による減(△1)
	小計	331	334	10	△7	3	
特別行政部門	教育	71	71	1	△1	0	育児休業に伴う重複配置による増(1)、退職者不補充による減(△1)
	小計	71	71	1	△1	0	
普通会計計		402	405	11	△8	3	
公営企業等会計部門	下水道	6	6	0	0	0	
	その他	28	27	0	△1	△1	育児休業復帰に伴う重複配置の解消(△1)
	小計	34	33	0	△9	△1	
合計		436 (34)	438 (35)	11	△9	2	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、派遣職員を除いています。

2 ( )内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

(9) 給与水準

平成30年4月1日現在で、国の一般行政職職員の給与を100とした場合、東京都は101.4で、あきる野市は99.1です。都内26市中で4番目に低い水準となっています。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間（平成31年4月1日現在）

職員の勤務時間は、基本型は午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分、週38時間45分です。

(2) 休暇の状況

休暇の種類は、年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、感染症予防休暇、災害休暇、事故休暇、業務停止休暇、骨髄液提供休暇、ボランティア休暇、夏季休暇、短期の介護休暇及び介護休暇があります。

平成30年の年次有給休暇の平均取得日数は10.9日です。

## 5 職員の休業の状況

育児休業の状況（平成 30 年度）

地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、子を養育する職員の継続的な勤務を促進するため、子が3歳に満たない場合は「育児休業」を、小学生未満の場合は1日の勤務時間のうち2時間を限度として勤務しないことができる「部分休業」を取得することができます。

（単位：人）

区 分	男 性	女 性
育児休業の承認件数	1	4
育児休業期間延長の承認件数	0	0
部分休業の承認件数	0	5

## 6 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、職員が一定の事由によりその職責を十分に果たすことができない場合に、本人の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。分限処分には、免職、休職、降任、降給の4種類があります。

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。懲戒処分には、免職、停職、減給、戒告の4種類があります。

平成 30 年度の方限懲戒処分の状況は次のとおりです。

（単位：人）

区 分	分 限 処 分				懲 戒 処 分			
	免 職	休 職	降 任	降 給	免 職	停 職	減 給	戒 告
処分者数	0	5	0	0	0	0	0	0

## 7 職員の服務の状況

全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のため勤務し、職務遂行に当たっては全力を挙げて職務に専念しなければなりません。職務遂行に関して職員が守るべき義務は次のとおりです。

区 分	内 容
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	職員は、その職務を遂行するに当たって、法令等の定めに従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。
職務に専念する義務	職員は、勤務時間中全力で職責を遂行しなければなりません。ただし、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合等に限り、職務専念義務が免除されます。
信用失墜行為の禁止	職員は、その職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはなりません。
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も、また、同様です。
政治的行為の制限	職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与する等の特定の政治的活動を行うことが制限されています。
争議行為等の禁止	職員は、争議行為等が禁止されています。
営利企業等の従事制限	職員は、営利企業に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。

## 8 退職管理の状況

平成 30 年度末における退職者（課長級以上）の再就職の状況

平成 30 年度末で退職した課長級以上の職員で、営利企業等に再就職した元職員はおりません。

## 9 職員の研修の状況

職員研修実施状況（平成30年度）

（単位：人）

研修種別		受講者数	備考	
派遣研修	東京都市町村職員研修所	143	新任研修、係長研修、課長研修、部長研修、能力向上部門研修	
		100	講師養成研修、法務研修、自治体経営研修、情報処理研修、専門職研修、技術職研修、実務研修、特別研修、スポット研修	
	その他派遣研修	28	市町村職員中央研修所、自治大学校、国土交通大学校、日本経営協会、東京都福祉保健財団、東京都立多摩総合精神保健福祉センター、特別区職員研修所等	
小計		271		
独自研修	市	一般研修	181	新任職員研修、新任職員研修Ⅱ、新任職員フォロー研修、新任職員指導者研修、新任主任研修、新任係長・主査研修、新任課長研修、メンタルヘルス・ラインケア研修、評価者研修、再任用職員研修
		実務研修	117	説明能力向上研修、庁内実務研修「財務」、「会計」、源泉徴収講座
		特別研修	303	安全衛生科「生活習慣病予防」、普通救命講習、コーチング研修、クレーム対応マニュアル研修（レポート研修）、ダイバーシティ・マネジメント研修
自己啓発研修	通信教育講座 受講料助成事業	6	全国社会福祉協議会、（一社）日本監督士協会、（一社）日本経営協会、（学）産業能率大学	
職場研修	市	408	あきる野市の「ふるさと納税」を考えよう！、Twitterアカウントについて、「LGBT研修」、地方自治体のデジタル改革について、人材育成について、入札談合の防止に向けて等	
小計		1,015		
合計		1,286		

## 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

### （1）福利厚生制度

職員の厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、あきる野市職員互助会を設置し、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を実施しています。

この互助会は、職員の会費及び市の補助金などで運営されています。職員の会費は毎月の給料月額に1000分の5を乗じた額で、市の補助金は平成30年度実績で職員1人当たり5,000円です。運営費の構成は職員の会費1に対して補助金は0.26の割合となっております。

また、共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、職員の掛金と市の負担金の財源により、短期給付事業（医療等）、長期給付事業（年金関係）、福祉事業（住宅貸付等）を行っており、国民年金、厚生年金健康保険及び国民健康保険などと同様に社会保険制度の一環とされております。

### （2）健康診断の実施状況（平成30年度）

（単位：人）

区分	受診者数
定期健康診断	537
胃検診	109
VDT検診	183
婦人科検診	89
蜂アレルギー抗体検査	52
B型・C型肝炎抗原抗体検査	38
B型肝炎予防接種	45
ストレスチェック	545
計	1,598

(3) 公務災害補償の状況

公務上及び通勤途上の災害により、負傷または死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。(平成30年度中に認定された件数)

(単位：人)

区 分	傷 病	死 亡
公 務 災 害	1	0
通 勤 災 害	0	0

11 公平委員会の業務の状況

あきる野市は、12市5町8村14一部事務組合で共同設置している東京都市町村公平委員会に加入しておりま  
す。業務内容としましては、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査、判定し必要な措置  
をとります。また、職員に対する不利益処分についての審査請求に対する裁決をしています。

(1) 勤務条件等に関する措置の要求の状況 (単位：件)

前年度からの 継続案件	平成30年度 要求事案数	完結件数	翌年度継続 件 数
0	1	1	0

(2) 不利益処分に対する審査請求の状況 (単位：件)

前年度からの 継続案件	平成30年度 審査請求事案数	完結件数	翌年度継続 件 数
0	1	0	1

※ 問合せ 総務部職員課人事給与係 電話 042-558-1111  
内線 2321・2322